

就学前の子どもの教育と
保育環境の整備について

= 基本方針 =

平成18年11月

島 本 町

はじめに

本町での保育所運営は、戦後まもない第一次ベビーブーム期に始まり、幼稚園教育は第二次ベビーブーム期と時を同じくして始まりました。それ以降、就学前人口の増減など社会情勢の変化に直面するたびに、本来、幼稚園入園対象の年長児童を保育所で受け入れるなどの連携や、保育所にあっては施設の新設や統廃合並びに施設定員の変更など、その時々状況に的確に対応しながらの運営を行ってきました。

最近では、平成15年度から幼稚園での英語活動の開始や、保育所での30年間にも及ぶ障害児保育事業の充実をはじめ、延長保育や一時保育などの各保育サービスの向上など、一定の成果をあげてきました。

現在、地方分権の進展に伴い、各地方公共団体は自らの判断と責任において、それぞれの地域の課題に柔軟に対応していくことが求められています。

国においては、児童福祉行政、特に保育行政について、年々増加する待機児童の解消に向けた施策展開を進めるため、措置から契約制度への転換をはじめとして、従来からの保育所の認可設置基準の見直しや三位一体改革のもとで、公立保育所に対する国からの税源移譲（国税の一部を地方税に移譲）に伴う国庫補助負担金の削減など、さまざまな規制緩和が推し進められています。

さらに、国においては、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画が策定され、本町においても平成17年度から21年度までの5年間の1期として、新しい時代を担う子どもたちの育成を最も重要な行政課題と位置づけ、子育て家庭への支援を充実させるための「島本町子育て支援プラン」を策定し、これに基づき施策を展開しているところです。

本方針は、これまでの幼稚園と保育所を中心とした子育て支援事業からさらに発展させて、在宅子育て家庭への全町的な支援策を加えた取り組みへと発展させるとともに、保育所と幼稚園双方の就学前児童施設の効率的かつ効果的な整備を行い、町内すべての子育て家庭への支援を行政の責務として推進させていくことを柱として検討を加え策定したものです。

目 次

1	基本理念	1
2	基本方針の骨子	1
3	就学前人口と保育ニーズ	2
	過去10年間の就学前人口と入所児童数等	3
4	保育所と幼稚園の変遷	
	保育所	4
	幼稚園	4
	年表	5
5	保育所の現状と課題	
	施設定員	7
	施設と児童数	8
	保育士	9
	給食業務	10
	運営経費	10
6	町立幼稚園の現状と課題	
	幼稚園の児童数	12
	長時間保育を見据えた「預かり保育」の実施	13
	幼稚園の教育と保育所の保育の比較	14
7	子育て支援の現状と課題	
	現行の子育て支援	15
	子育て支援の課題	16
8	町立保育所1園の民営化	
	民営化の意義	17
	民営化することのメリット、デメリット	18

町立第二保育所の民営化	19
民営化の進め方	19
9 町立幼稚園1園の幼保一元化	
幼保一元化の意義	20
幼保一元化への経緯	20
「預かり保育」をステップとして	23
町立第一幼稚園を就労支援型幼稚園に整備	24
町立幼稚園・就労支援型幼稚園・保育所(園) の選択基準	25
10 子育て支援の将来像	
幼稚園	26
保育所	26
今後の子育て支援	27
11 民営化・就労支援型幼稚園実施後の職員状況	27
12 基本方針の実現に向けて	28

1. 基本理念

全国的に少子高齢化社会が益々深刻化する中、国においてはその対応に種々手立てを講じていますが、有効となりうる施策を見出せていないのが現状です。

本町においても少子化傾向の進展は例外ではなく、就学前人口は毎年減少を続けています。

これは、男女共同参画社会の推進、あるいは就労意識の高まりによる著しい女性の社会進出などによるものと考えられます。

このような中、すべての人々の基本的人権の尊重を基本として、子どもが心身ともに健やかに生まれ、育成される、また、等しくその生活が保障され、愛護されなければなりません。

このことは、国及び地方公共団体の責務です。本町では、これらの責務を果たすため、就学前の子どもの教育と保育環境の整備・充実に向けて“地域の社会資源を有効かつ効果的に活用し、安心して子育てができるまち”の実現を基本理念として、その環境整備に取り組みます。

2. 基本方針の骨子

この基本方針は、少子高齢社会の進展とともに、本町のおかれている現状を検証し、子育て支援のさらなる充実を図るため、現在の財政状況及び将来にわたる財政収支の見通しを勘案して、最少の費用で最大の効果が期待できる施策について検討を進めるもので、新たなハード面での整備は行わないことを前提に、平成20年4月の実施を目標として定めるものです。

(1) 効率的な就学前児童施設の整備

町立第二保育所の民営化

町立第一幼稚園を幼保一元化

(2) 本町全体の子育て支援の拡大

町立保育所を拠点とした子育て支援の拡大

3. 就学前人口と保育ニーズ

本町の過去10年間の就学前児童の人口動態は、平成9年度から11年度までの2年間は増加に転じたものの、その後は毎年減少を続け、特に平成15年度から平成16年度にかけては一挙に104人も減少(就学前人口の6%)し、増加傾向をみないまま現在に至っています。最近10年間では1,885人から298人減少して1,587人(減少率16%)にまで落ち込みました。

平成18年10月1日現在、本町の人口は2万9,492人です。今年7月に大阪府市町村合併推進審議会が発表した府内市町村別人口推計によると、今から9年後の平成27年の本町人口は2万8,766人、さらに24年後の平成42年には2万5,304人にまで減少すると見込まれています。これを0歳から14歳までの年少人口だけを見た場合は、平成18年10月1日現在4,220人、平成27年で3,643人、平成42年には2,674人です。

このように、本町においても少子化傾向の進展は例外ではなく、就学前人口は毎年減少を続けています。

その一方で保育ニーズは、

- ・ 日本経済の低迷による家計収入減を補足するため、女性の社会進出に一層の拍車がかかった
- ・ 核家族化の進展や近隣地域での孤立化などによる子育て不安から、保育所に預けるための就労が増えた

など、現代社会が直面している諸要因を背景とした保育需要の高まりは、今なお続いています。

この就労希望傾向は、より豊かな生活を求める社会環境の進行と、子育て負担からの解放意識の高まりとも相まって、就学前人口から見た入所率は微増になるものの、人数については少子化の進行とも比例して少しずつ減少に転じるものと推測しています(次表参照)。

過去10年間の就学前人口と入所児童数 (単位:人)

区分	9年度		10年度		11年度		12年度		13年度		14年度	
	人口	入所児	人口	入所児	人口	入所児	人口	入所児	人口	入所児	人口	入所児
0歳	292	12	287	8	321	27	311	20	277	11	273	25
1歳	298	29	318	40	316	36	335	55	322	48	290	41
2歳	313	48	315	52	319	40	312	54	329	76	319	58
3歳	319	60	337	75	326	67	320	57	301	64	325	87
4歳	352	83	339	75	339	78	308	68	313	69	294	76
5歳	311	67	344	83	335	77	329	81	304	74	307	74
計	1,885	299	1,940	333	1,956	325	1,915	335	1,846	342	1,808	361
入所率	15.9%		17.2%		16.6%		17.5%		18.5%		20.0%	

区分	15年度		16年度		17年度		18年度	
	人口	入所児	人口	入所児	人口	入所児	人口	入所児
0歳	286	25	229	18	229	23	232	20
1歳	275	56	287	56	259	51	250	62
2歳	285	48	268	63	291	71	268	63
3歳	313	83	276	67	277	85	291	84
4歳	319	102	295	90	272	74	281	94
5歳	298	82	317	104	300	90	265	73
計	1,776	396	1,672	398	1,628	394	1,587	396
入所率	22.3%		23.8%		24.2%		25.0%	

各年度 人口：4月1日現在
 入所児：5月1日現在
 16年度まで：住民基本台帳
 17年度から：総人口

今後5年間の就学前人口と入所児童数予測 (単位:人)

区分	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	人口	入所児	人口	入所児	人口	入所児	人口	入所児	人口	入所児
0歳	232	16	232	17	232	18	232	17	232	17
1歳	246	50	246	47	246	48	246	49	246	49
2歳	249	76	245	63	245	59	245	61	245	61
3歳	266	82	247	94	243	80	243	76	243	78
4歳	285	93	261	91	242	102	238	89	238	86
5歳	280	96	284	96	260	94	241	105	237	92
計	1558	413	1515	408	1468	401	1445	397	1441	383
入所率	26.5%		26.9%		27.3%		27.5%		26.6%	

各年度4月1日現在

予測は、前年度年齢繰上げ及び前10年間の増減平均値を基礎に算出。0歳人口は18年度の数を据え置き。

4. 保育所と幼稚園の変遷

保育所

本町では、昭和21年に私立山崎保育園が産声を上げ、昭和28年に公立として初めて町立保育所（当時＝大字東大寺）が誕生しました。

その後、人口の増加に伴い昭和38年には、町立第二保育所（当時＝江川、それに伴い町立保育所が町立第一保育所に名称変更）さらに、戦後の第二次ベビーブームと相まって、昭和48年には町立第三保育所（当時＝青葉二丁目）、昭和51年には町立第四保育所をそれぞれ開所しました。また、昭和55年には町立第二保育所の施設規模拡大を行って、現在の広瀬五丁目に新設移転をしました。

一方、第二次ベビーブームも去って人口の増加傾向が一段落するとともに、保育ニーズは年々下降線を描きはじめ、山崎保育園を含めた町内5カ所の保育所（園）はいずれも児童数が減少し、各施設で定員を大きく下回る状況になってきました。

これらの状況に、保護者からは、乳児から就学前まで一貫した施設である「全年齢保育所」へのニーズが高まり、これに対応するため、3歳未満児施設であった町立第三保育所を平成2年に廃止し、3歳以上児施設であった町立第一保育所を全年齢保育所として再編しました。しかし、同保育所は木造施設で老朽化が著しく、また送迎に係る「利便性」の面などから保護者の方々に敬遠をされ、入所児童の充足率が施設定員の40パーセント台にまで落ち込みました。

また、異年齢による混合保育を行ってきましたが、結果的に集団保育が一層困難な状況となり、平成13年に町立第一保育所と私立山崎保育園を統廃合し、同園を現在の山崎二丁目に新設移転しました。

このように、本町の保育行政は、他の自治体と同様にその時々々の社会情勢や保護者のニーズを踏まえた保育施策を展開し、今日に至っています。

幼稚園

幼稚園は、昭和44年に私立山崎幼稚園が開園され、その後、昭和46年4月に5歳児を対象として町立幼稚園（当時＝桜井四丁目）を開園しました。昭和50年4月の町立第二幼稚園の開園に伴い、その名称を町立第一幼稚園に改めるとともに、対象を4歳児だけとした幼稚園としていましたが、昭和53年度からは4歳児と5歳児を対象としました。そして、平成6年4月に名神高速道路の拡幅に伴う移転により現在地で運営を行っています。また、町立第二幼

稚園では、開園時には5歳児を対象にスタートしましたが、幼児数の増加に対応するため保育室の増設等を行い、昭和53年度からは4歳児、5歳児を対象に運営を行い、現在に至っています。過去には、町立幼稚園への入園希望者が各幼稚園の定員を超えたため、抽選で入園者を決定した時期もありましたが、近年の少子化の進展などに伴い、各幼稚園では定員割れが生じています。

なお、3歳児を対象とした保育については、従来から私立幼稚園では実施されていますが、町立幼稚園では行っていないため、町内及び近隣市の私立幼稚園に就園されている状況です。

年 表

幼稚園と保育所を年表に整理してみると次のとおりです。

昭和21年	私立山崎保育園開園（大字東大寺）	無認可施設
昭和22年	児童福祉法が制定 学校教育法が制定	
昭和23年	児童福祉施設最低基準が制定	
	私立山崎保育園が認可施設となる	施設定員80人
昭和27年	私立山崎保育園が大字山崎に移転	
昭和28年	町立保育所開所（当時＝大字東大寺）	認可定員80人（2歳～5歳児施設）
昭和29年	町立保育所の施設定員を80人から130人に変更	（2歳～5歳児施設）
昭和31年	幼稚園設置基準が制定	
昭和38年	町立第二保育所開所（当時＝江川）	施設定員70人（全年齢施設）
	町立保育所を町立第一保育所に改称	
昭和44年	私立山崎幼稚園開園（大字山崎）	
昭和45年	町立第一保育所の施設定員を130人から170人に変更	（2歳～5歳児施設）
昭和46年	町立幼稚園開園（当時＝桜井四丁目）	（対象5歳児）
昭和48年	町立第三保育所開所（当時＝青葉二丁目）	施設定員60人（3歳未満児施設）
	町立第一保育所を4歳・5歳児施設に限定	
	町立第二保育所を3歳児施設に限定	

	私立山崎保育園が施設定員を80人から130人に変更して全年齢保育を実施	全年齢保育を実施
昭和50年	町立第二幼稚園開園（東大寺四丁目）	（対象5歳児）
	町立幼稚園を町立第一幼稚園に改称	（対象4歳児）
昭和51年	町立第四保育所開所（桜井二丁目）	施設定員150人（全年齢施設）
昭和53年	町立第一幼稚園で4歳・5歳児受け入れ開始	
	町立第二幼稚園で4歳・5歳児受け入れ開始	
昭和55年	町立第二保育所を現在地に移転（広瀬五丁目）	施設定員120人（全年齢施設）
昭和63年	町立第一保育所の施設定員を170人から90人に変更して全年齢保育を実施	
平成2年	町立第三保育所を廃止	
平成3年	私立山崎保育園が施設定員を130人から120人に変更	
平成6年	町立第一幼稚園を現在地に移転（青葉三丁目）	
平成13年	私立山崎保育園と町立第一保育所が統廃合して私立山崎保育園が現在地に移転（山崎二丁目）	施設定員120人（全年齢施設）
	町立第一保育所を廃止	

5. 保育所の現状と課題

施設定員

保育所などの児童福祉施設は、児童福祉法の規定により設備及び運営についての最低基準が定められており、乳児と幼児それぞれ一人当たりの必要面積や、乳児用ほふく室や屋外遊技場などの設置の必要性和、その面積も定められています。また、設置目的として「入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適應するように育成されることを保障するものとする」と規定されています。

このように、最低基準に基づき設置された保育所（認可保育所）は、よりよい保育環境を維持するための最低限の条件を定めたものですが、都市部において保育ニーズの高まりにより保育所数が不足し、入所できない待機児童が多く発生している状況を踏まえて、国では平成10年に厚生省児童家庭局保育課長から「保育所への入所の円滑化について」の通知が出されました。内容は、原則として年度当初で施設定員の115%、年度途中では125%まで児童の入所を可能とするものです。

この「保育所への入所の円滑化について」通知により、当町の保育所運営は次により行っています。

各保育所の施設定数運用状況

(単位：人)

区 分	第二保育所	第四保育所	山崎保育園	計
施設定員	120	150	120	390
定員15%増	138	172	138	448
定員25%増	150	187	150	487

施設と児童数

保育所3園での過去5年間の3月1日現在の入所児童数は次表のとおりです。
現在、3園とも施設定員を児童数が上回っていることから、その解消が大きな課題です。

第二保育所 (単位：人)

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
施設定員	120	120	120	120	120
児童数	121	139	138	131	131
充足率(%)	100.8	115.8	115.0	109.2	109.2

第四保育所 (単位：人)

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
施設定員	150	150	150	150	150
児童数	138	156	149	156	151
充足率(%)	92	104.0	99.3	104.0	100.7

山崎保育園 (単位：人)

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
施設定員	120	120	120	120	120
児童数	141	146	146	146	142
充足率(%)	117.5	121.7	121.7	121.7	118.3

合計 (単位：人)

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
施設定員	390	390	390	390	390
児童数	400	441	433	433	424
充足率(%)	102.6	113.1	111.0	111.0	108.7

人数は、各年度の3月1日現在です。ただし、平成18年度は11月1日現在の人数です。

保育士

平成17年度末における町立保育所で勤務している正規職員の保育士は、看護師1人を含めて30人、平均年齢は51歳です。

町立保育所2園を運営するための要保育士数は、施設定員や当該年度の障害児保育受け入れ数によって異なりますが、おおむね60人程度です。平成17年度末時点での保育士数は、町立第二保育所27人で、正規職員14人、臨時職員13人。一方、町立第四保育所での保育士数は、36人で、正規職員16人、臨時職員20人となっています。

保育士の採用を今後も行わずに推移すると今後、正規職員が通常の定年退職を迎えるまで勤務したと仮定した場合、平成20年度当初で25人にまで減少し、正規職員だけでは1カ所の保育所運営すら対応できない状況になります。(下表参照)

町立保育所正規職員保育士数経年変化一覧表

(単位：人)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
30	29	29	25	24	22	21	17	16

平成19年度末で看護師退職。

また、保育士の配置基準は、国の児童福祉施設最低基準により各年齢児ごとに人数が決められていますが、本町の町立保育所及び山崎保育園ともに国の配置基準を上回る配置を行い、保育内容の充実を図っているところです。山崎保育園には、そのための保育士雇用に要する運営助成金を交付することにより、町立保育所と同様の高水準を確保しています。

一方、他の自治体の多くは、大阪府が本制度に係る補助金制度を廃止したことに併せて、国基準への移行を進めてきました。特に近年では、地方財政の硬直化並びに国による保育所認可設置基準の見直しや三位一体改革が推し進められるなど、社会情勢の変動により各自治体ともにこの配置基準を、各年齢区分にばらつきはあるものの、段階的に国基準へと改められてきています。

給食業務

現在、町立保育所2園における正規職員の給食調理員は1人で、この状態は平成16年4月1日から続いています。

しかし、当該職員が平成19年度末で定年退職となり、それ以降の正規職員は皆無になります。

このようなことから、町立保育所における給食業務について、検討する時期にきています。

すでに、教育委員会が所管する第三小学校及び第四小学校では学校給食が民間委託化され、さまざまな給食メニューとともに食の安全が厳正に確保され、その実績が確認されているところです。

一方、保育所では、乳幼児から就学前までの低年齢の児童が対象であることから、身体的に抵抗力も弱く、よりきめ細かな対応が必要です。

また、食物アレルギーへの対応の必要な児童が多く在籍していることなどからも、これらの児童へのきめ細かな対応について、民間委託により対応が可能かどうかの検討も必要となっています。

現在、町立第二保育所では本庁に勤務する栄養士からの調理指導や衛生面の管理、また、保育所長による調理現場での確認のもとで、臨時職員だけでも安全で安心できる給食を提供しているのも事実です。

このことは、定期的開催する保育所長会議をはじめ、栄養士と給食現場代表者で構成した「献立会」で、反省に基づく改善提起や保育現場の意見を積極的に取り込みながら、発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねる環境の推進を第一義として取り組んできています。

これらのことから、今後の給食業務のあり方について、関係者との十分な議論を重ねながら慎重に検討することが重要です。

運営経費

平成17年度決算額からみた町立保育所2園及び山崎保育園の運営経費総額は6億4,441万円。町立・私立の内訳では、町立保育所が4億6,065万円(71%)、山崎保育園が1億8,376万円(29%)でした。これを一人当たりの運営経費でみた場合、町立保育所が1,605千円、山崎保育園が1,259千円となっています。(次頁参照)

このように、町立と私立の運営費の差は大きく存在していますが、この要因は、町立保育所の正規職員保育士の年齢、経験年数などによる人件費の差や障

害児保育の実施に伴う保育士の加配による臨時職員賃金（物件費）の差が主なものです。

なお、平成17年度では、障害児保育として町立保育所で14人（加配保育士12人）、山崎保育園では4人（加配保育士4人）の障害児保育を実施しています。

平成17年度 保育所運営経費内訳[歳出] (単位：千円)

区 分		町立保育所（2園）	山崎保育園
児 童 数		287人	146人
運 営 経 費	人 件 費	300,178	124,908
	物 件 費	155,481	58,000
	維 持 補 修 費	4,698	852
	補 助 費	297	0
	計	460,654	183,760
児童一人当たりの運営費		1,605	1,259

山崎保育園の運営経費は、町補助金及び扶助費、大阪府からの施設経営安定化補助金収入などが充てられています。

6. 町立幼稚園の現状と課題

幼稚園の児童数

町立幼稚園は第一幼稚園（青葉三丁目）と第二幼稚園（東大寺四丁目）とを設置し、いずれの施設も4歳児と5歳児を入園対象として、就学前教育を行っています。

入園希望者については、平成6年度から第二幼稚園で、平成10年度からは第一幼稚園で全員が入園しています。また、幼稚園教育を希望するすべての子どもに幼稚園教育を保障することは、町立のひとつの意義ではありますが、最近5年間の園児数は〔表1〕のとおり年々減少が著しく、平成18年度では両幼稚園を合わせた施設定員414人に対する充足率が59%にまで低下し、4年前の平成14年度と比較して50人、充足率で12%減少しています。この減少に伴う空き教室がそれぞれの幼稚園で1～2教室発生しており、充足率の向上が今後の大きな課題となっています。

しかし、町立幼稚園の園児数は〔表2〕のとおりです。本町でのすべての幼稚園及び保育所における就学前児童施設から見た幼稚園の占める就園率は、4歳児で39%、5歳児では49%にも達しています。このことは、毎年低下傾向にはあるものの、就学前児童の保護者の多くは依然として、町立幼稚園を志向されていると思われれます。

また、平成18年度の町立幼稚園2園での合計園児数は244人です。なお、1園の施設定員が207人であることから、現在のところ1園だけで運営できる状況までには至っていません。

〔表1〕町立幼稚園計 施設定員414人 (単位：人)

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
4歳児	136	153	128	129	113
5歳児	158	150	164	146	131
計	294	303	292	275	244
充足率	71.0%	73.2%	70.5%	66.4%	58.9%

〔表1〕の人数は、各年度の5月1日現在の人数です。

〔表2〕年齢児別利用施設比較

(4歳児)

(単位：人)

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
人口	302	321	298	272	293
町立幼稚園	136 (45.0%)	153 (47.7%)	128 (43.0%)	129 (47.4%)	113 (38.6%)
私立幼稚園	74 (24.5%)	47 (14.6%)	65 (21.8%)	62 (22.8%)	67 (22.9%)
保育所 (3園)	76 (25.2%)	102 (31.8%)	90 (30.2%)	74 (27.2%)	94 (32.1%)
在宅家庭等	16 (5.3%)	19 (5.9%)	15 (5.0%)	7 (2.6%)	19 (6.4%)

(5歳児)

(単位：人)

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
人口	309	302	319	302	268
町立幼稚園	158 (51.1%)	150 (49.7%)	164 (51.4%)	146 (48.3%)	131 (48.9%)
私立幼稚園	72 (23.3%)	71 (23.5%)	49 (15.4%)	64 (21.2%)	63 (23.5%)
保育所 (3園)	74 (23.9%)	84 (27.8%)	103 (32.3%)	90 (29.8%)	73 (27.2%)
在宅家庭等	5 (1.7%)	0	3 (0.9%)	2 (0.7%)	1 (0.4%)

〔表2〕の人数は、各年度の5月1日現在の人数です。

長時間保育を見据えた「預かり保育」の実施

町立幼稚園では、平成8年度から入園児数の減少に併せて、就学前の教育や保育ニーズが多様なものとなっていることを踏まえて、町立幼稚園が保育所と共同して本町全体の保育ニーズに対応する機能を備える必要があります。

そのためにも、今日まで保育所と幼稚園が培ってきた児童の生育過程における子育てのノウハウを出し合い、幼保一元化による新しい子育て支援策をはじめとして各種の保育サービスを提供するため、幼稚園から見た新たな課題（長時

間保育を含めた教育課程の編成や3歳児保育の実施など)の検討を進めます。

平成18年10月から、幼稚園児の保護者の子育て支援を行うため町立幼稚園2園で、標準保育時間の終了から午後4時半までの「預かり保育」事業を実施しています。本事業は、保護者がゆとりをもって日々の子育てができる環境整備の確立と、将来的には町立保育所の保育時間と同じにした幼保一元化へと発展させるための試行と位置づけた段階的な取り組みです。

幼稚園の教育と保育所の保育の比較

幼稚園では、子どもが初めて出会う学校教育法に基づく学校で、遊び(学習)を大切にした教育を行います。この時期に思いっきり遊ぶことで、その後の学びや創造性が豊かになると言われています。様々な遊び(学習)をとおして、人と上手にかかわれるようになっていたり、言葉が豊かになったり、自然の美しさや不思議さなどに気づいたりすることで、小学校以降の学習の基盤をつくることのできる場所です。また、対象は、満3歳児からで、具体的な教育内容を定めた幼稚園教育要領により小中学校と同じように教育課程を編成しています。

保育所は、児童福祉法に基づき保育に欠ける乳幼児を保育する児童福祉施設です。仕事など様々な事情を抱える保護者から子どもを預かって保育する場所で、家庭や地域社会と連携して、保護者の協力の下に家庭での養育を補完するものです。また、養護と教育を一体とした保育をすることで、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものです。対象は、0歳児からで、保育所保育指針を基に、乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するような保育を展開しています。

また、町内の保育所への入所の決定は町が行い、保育料も保護者の所得税額等に応じて町が決めています。希望する保育所が定員超過の場合は、他の保育所に入所することもあります。幼稚園は、入園の決定も利用料も町立・私立の幼稚園ごとに決めることも相違点です。

その他の現行の町立の幼稚園と保育所の比較は次のとおりです。

区分	幼稚園	保育所
標準保育時間	月・火・木・金曜：9時～14時 水曜：9時～11時30分 夏休み等の長期休業がある	月～土曜日の9時～17時
園への送迎	保護者の送迎が必要(一部バスもあり)	保護者の送迎が必要 私立保育園は送迎バスあり

昼食	弁当の持参が必要 (私立には給食を実施する園もあり)	給食を実施(おやつもあり)
延長保育	18年10月から保育後に16時30分まで預かり保育を実施	通常保育時間を越えた延長保育を実施 ・ 町立保育所は朝7時30分～9時 夕17時～19時 ・ 私立保育園は朝7時～9時 夕17時～19時
保育内容	教育機関としての総合保育中心、幼児の主体性を重視(私立には早期教育を実施する園もあり)	児童福祉施設として、養護と教育が一体となった保育内容
職員配置	園長、教頭、教諭、介護員を配置 1学級の定員 35人が基本 町定員 4歳:32人 5歳:37人 (私立では3歳児保育を実施)	所長、保育士、調理員、看護師(保健師)を配置 配置基準には国基準と町基準がある 町の基準(保育士)により配置 0歳 3:1 1歳 4:1 2歳 6:1 3歳 15:1 4歳 25:1 5歳 25:1
施設・設備基準	職員室、保育室、遊戯室等の設置義務	保育室又は遊戯室、調理室等の設置義務

7. 子育て支援の現状と課題

現行の子育て支援

近年、子育てを取り巻く状況は、核家族化の進行、近隣地域とのつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立化が進みつつあります。

そのため、育児不安や悩みを持つ在宅子育て家族が増加し、これらの方々への子育て支援事業を進めています。

現在、町立保育所においては、2園それぞれに子育て支援担当保育士を配置し、支援事業の実施に当たっています。

具体には、園庭開放を各園で毎週行い、第5週は近隣公園などで開催しており、年々参加者数が増加しています。園庭開放は、児童が広い園内で遊具を利用しながら、年代の近い児童と遊び刺激を受けることができる機会となってい

ると同時に、保護者にとっても子育てに取り組む者同士が集い知り合える場となっており、コミュニケーションを通じて情報の交換や共有が行われています。

また、ベテラン保育士のみならず、町からは栄養士や保健師、家庭児童相談員が出向き、専門的な助言、声かけを行うことにより、保護者が保育に係る知識を得たり、悩みを解決する場となっています。

さらに、私立山崎保育園では、「地域子育て支援センター」の位置付けにより、同じく園庭開放を実施し、特に日曜園庭開放は、平日に参加できない世帯にも利用いただけるものとなっています。また、同センターでのなかよしランドは屋内で、各歳児に、自由に児童及び保護者が参加でき、遊び・季節に応じた行事への取り組みなど保育士が指導する事業として好評を得ているほか、子育てサークルの立上げも援助しており、場所や遊具を貸し出し、保護者がともに集える機会を提供しています。

また、町立・私立ともに、育児に係る不安等電話・面接相談を受け付け、気軽に質問などしていただける体制をとっています。同時に平成16年の児童福祉法改正に伴い、町子ども支援課にも「家庭児童相談員」を配置しており、様々な窓口を通じて保護者のニーズに応じているところです。

特別保育の実施については、山崎保育園をそのサービスの拠点として、一時保育、休日保育などのサービスを実施しています。

保護者の疾病、単発的な就労に対応するに当たっては、この一時保育等のほか、遙学園に委託しているトワイライトステイ、ショートステイなど夜間対応も可能なサービスも実施しています。

今後も、園庭開放やなかよしランド・サークル事業の充実や赤ちゃん教室、発達に不安のある児童を持つ家庭を対象とした幼児教室などの既存の事業の推進に努めてまいります。

一方、病後児保育（病気回復期ではあるが、集団での保育については困難である児童の保育）や休日でも利用しやすい保育などの実現に向け、検討を進めていきます。

子育て支援の課題

近年、子育てを取り巻く課題は、核家族化の進行に伴う、養育者の育児技能の低下がそのひとつに挙げられます。

これらの状況については、短期間に解決できる問題でもありません。育児技能の向上を図るためには、その機会を増やすことはもちろんのこと、参加しやすく、多様なニーズに応える事業など、様々な支援策の展開が必要です。

現在、園庭開放等子育て支援事業がその一翼を担っていますが、さらに事業

の拡充を図り、子育ての孤立化を防ぎ、同じ子育てに取り組む保護者同士のネットワークをはじめ、多方面からサポートを受けられる体制づくりが急務です。

また、子育てに係る課題は、最近の要保護児童事案の大幅な増加に加え、児童が死亡にまで至ってしまうような重篤なケースの発生等、大きな社会問題となっています。

このような状況から、就学前児童が保育を受けている場所について分析したところ、0歳児から2歳児までは在宅での子育てが608人と、当該年齢児人口の約8割を占めています。

この結果、現在各保育所などで行っている各種子育て支援事業だけでは、すべての在宅子育て家庭への支援につなげていないのが現状です。

就学前人口と幼稚園等入園状況 (平成18年5月1日現在)

区 分	0～2歳児	3歳児	4・5歳児	計
人 口	751	285	561	1,597
幼稚園入園児	-	55	374	429
保育所入所児	143	85	167	395
在 宅 児 童	608	145	20	773

3歳児の幼稚園入園児は私立幼稚園への入園児数

8. 町立保育所1園の民営化

民営化の意義

今後の町立保育所運営において、国が進める三位一体改革としての国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮小、公立保育所の保育所運営費負担金が一般財源化されている地方交付税の抑制等、地方財政を取り巻く環境がますます厳しくなっています。

このような状況の中、本町の平成18年度当初の職員総数は257人で、第四次行財政改革プランにおいても、平成22年度当初では254人を数値目標としており、今後ますます行政事務が複雑かつ多様化する中、保育士の採用だけを優先させることは困難な状況にあります。

また、多様化する各種保育サービスの維持・向上、在宅子育て家庭への支援拡充を推進するためには、公民の役割分担を明確にしつつ、町立保育所の民営

化を進めることが必要となっています。

このことは単に財政上の観点だけではなく、限られた正規職員を効率的・効果的な配置を行うことと、既存の民間保育所が培ってきたノウハウとその活力を取り入れたなかで、本町内での子育て家庭や地域社会とが連携を図り、家庭養育の補完とともに子どもたちが健康・安全で情緒の安定した生活ができる、町内全体の子育て支援体制の底上げが図れるものです。また即ち、次世代育成支援対策推進法にもとづき平成17年3月に策定を行った「島本町子育て支援プラン」の実行を、より効果的に推進する環境整備にも寄与できます。

民営化することのメリット、デメリット

民営化することによる具体的なメリットとデメリットは、以下のことが考えられます。

[メリット]

財政面

・町立保育所では得られない国及び府の運営負担金を収入することができるほか、次世代育成支援対策交付金など様々な事業に対する補助金の交付対象となる。

このことにより、町が本来負担していた経費を他の子育て支援事業に充てることができる。

保育面

・民間活力導入により、これまでの町立運営とは違った特色ある保育を行うことができる。現在、町内民間保育所である山崎保育園では、設置主体である社会福祉法人が持つ理念に沿った保育所運営が進められている。

・保育所相互がよりよい保育の実現を目指すことにより、競争原理（市場原理）が働き、全体の保育水準の底上げが期待できる。

・保育所の設置主体が増えることにより、各保育所の特色が発揮でき、保護者の選択の幅が広がる。

[デメリット]

・保育環境の変化により一時的に児童への精神面に対する不安感など、影響の出る恐れがある。

町立第二保育所の民営化

現在、島本町には、公立として町立第二保育所と町立第四保育所がありますが、様々な諸条件を比較検討し、以下の理由により町立第二保育所を民営化することとします。

ア．昭和55年建設の施設定員120人施設であり、昭和51年建設の施設定員150人の町立第四保育所と比較して、施設管理が比較的容易である。

イ．町立第二保育所の民営化により町立第四保育所への転籍希望者を想定した場合、当該児童の受け皿として対応できる大規模保育所を町立として維持しておく必要がある。

ウ．町立保育所を本町の子育て支援の拠点として位置づけた場合、規模の大きな町立第四保育所の方が、空き教室等の余裕スペースを確保しやすい。

民営化の進め方

民営化に向けては、保護者はもちろんのこと子どもの環境変化への影響を十分考慮する必要があります。

このようなことから、保護者をはじめとする関係者の意見を聞きながら事務を進めるとともに、保育の引継ぎの面では、一定期間、町職員である保育士の民間保育所への出向による対応について検討します。

9. 町立幼稚園1園の幼保一元化

幼保一元化の意義

島本町第四次行財政改革プランの中の「幼稚園・保育所の一元化の検討」事項にも示しているとおり、幼稚園在籍園児が恒常的に施設定員を下回る状態にあり、その一方で保育所児童は施設定員を超過する状態にあります。

この状態は全国的にも同様の傾向にあることから、文部科学省と厚生労働省では、就学前の教育・保育ニーズが多様なものになっていることを踏まえ、地域において子どもが健やかに育成される環境を整備する様々な施策が具体的に展開されています。

選択される幼稚園へ

幼稚園教育は、幼稚園と家庭などが連携して、幼児に対し家庭では体験できない新たな世界との出会いや遊び（学習）を提供し、幼児の自立に向けた基盤の育成や生きる力の基礎を培うために、町立・私立を問わずすべての幼稚園で創意工夫がなされています。わが子をどの幼稚園に入園させるべきかという保護者の選択に十分対応するには、子育て支援や就労支援など保護者の幼稚園教育に対する多様なニーズを的確にかつ迅速に把握できることが不可欠です。

そのうえで、保護者や地域に信頼される町立幼稚園が求められており、その具体策のひとつとして、現在の幼稚園区の弾力的運用から、自由選択制へと移行させ、保護者の選択の自由度を広げることが、これからの幼稚園運営を維持するのに必要となってきました。

保育所との連携

幼稚園では集団生活に参加する意識と態度、自主及び自立の精神の芽生えを養える環境の確保、保育所においては家庭養育の補完を柱として、十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもたちの様々な欲求を適切に満たす環境が求められています。両施設がそれぞれの課題を認識し合い、島本町全体の就学前児童施設の充実を効率的・効果的に取り組むことが求められています。

幼保一元化への経緯

認定こども園と就労支援型幼稚園の相違点

文部科学省と厚生労働省では、就学前の教育・保育ニーズが多様なものにな

っていることについて、幼稚園及び保育所などにおける小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置として、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定されました。即ち、幼稚園と保育所の機能を併せ持った新しい施設「認定こども園」を整備するための新法で、平成18年10月1日に施行されました。

一方、高槻市では平成19年4月1日から、これまで市立幼稚園で実施してきた午後4時半までの「預かり保育」からさらに発展させた、午後6時までの「就労支援型幼稚園」を2園スタートされます。この形態は、幼稚園の定員枠の中で保育所への入所要件を前提として、4歳・5歳児に限り一定の定員枠で受け入れようとするものです。対象年齢を限定してはいますが、この制度も幼保一元化の手法の一つといえます。

認定こども園と就労支援型幼稚園との比較

認 定 こ ど も 園	就労支援型幼稚園
1. 適用法律	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	学校教育法・学校教育法施行規則等
2. 法律の趣旨	
幼稚園及び保育所等のうち、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を備える施設	学校としての位置づけ（幼児教育） 幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした学校
3. 職員配置	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 0～2歳児と3歳児以上の保育所機能（保育所と同様に1日8時間利用）は、保育所基準を適用 ・ 満3歳以上の幼稚園機能（幼稚園と同様に1日4時間程度利用）は、3歳児は子ども25人につき職員1人、4～5歳児は子ども35人につき職員1人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満3歳児以上の保育所機能は、保育所基準を適用 ・ 満3歳以上の幼稚園機能は、 3歳児は、1学級20人 4歳児は、1学級32人 5歳児は、1学級37人
4. 職員資格	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 0～2歳児の保育は、保育士資格を有する者が実施 ・ 3～5歳児の教育・保育は、幼稚園教員免許 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園機能は、幼稚園教員免許を有するものが実施 ・ 保育所機能は、保育士資格を有するものを中

状と保育士資格の両資格を併用していない場合は、併有に向けての努力継続を義務付け	心として実施
5．施設設備	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 0～2歳児に係る施設設備基準は、保育所の基準を適用 ・ 3～5歳児に係る施設設備基準は、保育所の基準及び幼稚園設置基準を満たすこと。ただし、既存施設が認定を受ける場合は、いずれかの基準で可。 幼保連携型、幼稚園型で、3～5歳児に対する食事の提供について、一定の条件を満たす場合に限り、給食の外部搬入可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園設置基準 ・ 弁当持参
6．教育・保育の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園教育要領と保育所保育指針に基づき、教育・保育を提供。 ・ 教育課程と保育計画の双方の性格を有する教育及び保育の全体計画を作成 	
7．子育て支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援事業の実施に関し、職員の能力を向上させる体制や、子育てを支援する団体や個人等との連携 	
8．管理運営	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育時間・開園日、情報の開示、入園する子どもの公正な選考、子どもの健康及び安全の確保、園の管理運営に関する評価など、管理運営に際し必要な事項を規定 	

町立第一幼稚園の選択経緯

町立幼稚園は、第一幼稚園（青葉三丁目）と第二幼稚園（東大寺四丁目）とがあります。町立第一幼稚園は平成6年に桜井四丁目から現在地に新設移転を行い12年が経過しています。立地条件としては、平成20年4月以降に開業を予定しているJR新駅の駅前広場のすぐ横に位置し、利便性にはたいへん優れた場所にあり、敷地面積は2,697㎡です。一方、町立第二幼稚園は昭和50年に現在地に新設し、園舎は築後31年が経過しており、敷地面積は5,221㎡で町立第一幼稚園の約2倍の広さがありますが、位置的には本町の中心地から外れた場所にあり利便性には優れているとは言えません。

入所したい保育所を選ぶ保護者の一般的な基準の第一番に、送迎の利便性が最も多く挙げられています。幼保一元化施設はより多くの保護者から選ばれ、入園してもらえる幼稚園でなければならず、この要件を満たしているのが町立第一幼稚園になります。

就労支援型幼稚園への選択経緯

このほど施行された「認定こども園」制度には、総合施設モデル事業の実施類型の一つに、幼稚園を実施主体とした『幼稚園型』があります。本制度により町立幼稚園を幼保一元化するには、この類型が当てはまります。

本類型では、「保育に欠けない子ども枠」と「保育に欠ける子ども枠」とを幼稚園の施設定員の範囲内で定めるとされています。また、0歳児には乳児室やほふく室の設置が国の児童福祉施設最低基準に基づき定められており、さらに同一敷地内に給食調理室の設置も規定されています。しかし、町立第一幼稚園には新たにこれらの設備を設けるだけのスペースはなく、本制度による幼保一元化は実質的に困難です。

このことから、本町の取り組む幼保一元化は、現行の施設を現状のままで活用し、立地条件の利を生かした就労支援型幼稚園へ移行させることが、現在の幼稚園が直面している課題解決への方向と判断したものです。

「預かり保育」をステップとして

町立幼稚園では、平成18年10月から午後4時半までの「預かり保育」事業を実施しています。この事業は、子育て支援策の一環として幼稚園児の保護者に、通常保育時間から延長した保育時間を提供しているものです。

しかし、子どもの学びと安全な遊び場の確保や保護者の社会参加並びに就労への支援など、新しい保育ニーズに対応するためには、「預かり保育」のさらなる時間延長や就労希望者のニーズに対応する「早朝保育」も必要となります。

今日まで培ってきた幼稚園と保育所の様々なノウハウや知恵を出し合い、就学前の子どもたちに、よりよい教育や保育を提供すると共に、保護者への子育て支援をさらに充実させるためにも、時代のすう勢とともに幼保一元型の施設が求められます。

具体的なスケジュールとして、幼稚園が保育所機能を合わせ持つ施設となるためには、従前の「通常保育時間」から「保育所並保育時間」へ移行するための条件整備に一定の期間が必要です。たとえば、安全と安心を十分に確保した幼稚園での長時間保育に対応できる人材の確保や、幼稚園と保育所の両面からの教育及び保育内容等の検討が不可欠です。

まず、今年10月から「預かり保育」を行い、その後、長時間保育に対応できるスタッフの育成等、適切な準備期間を設け、就労支援ニーズなどを的確に把握しながら、新たな保育時間を設定するなど、段階を踏むことで幼稚園と保育所が協働して新しい教育・保育サービスが提供できる施設を確立することが重要です。

町立第一幼稚園を就労支援型幼稚園に整備

幼稚園や保育所での教育や保育は、親と子、子どもと職員、子ども同士など、人間と人間とが会う中で営まれ、子どもも親も共に育ち合い、子育ての苦勞と喜びを保護者と職員とが相互に共有する関係が基本となるものです。

保護者がゆとりを持って日々の子育てができる環境の整備を推進するため、さらに、幼稚園を効率的及び効果的な整備を行い、働いている保護者や働く予定のある方の子育てを支援するための幼保一元化施設となることが求められます。長時間保育（保育所機能）を受ける幼児と短時間保育（幼稚園機能）を受ける幼児が、共に生活し、豊かな人間関係づくりを目指すと共に、主体的な遊びや集団遊び（いずれも学習）、行事などを内容とする幼稚園教育で豊かな人間性を育みます。また、預かり保育や子育て支援を通して家庭や地域での活動を補う保育所の保育内容で豊かな心と健やかな体も育みます。

幼稚園教育要領と保育所保育指針に基づく、教育・保育の両方の内容の提供を行うと共に、子どもの一日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なることにも配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成します。

また、土曜日や夏休みなどを活用し、子育て不安に対応した相談や、親子での集いの場を提供することなど、地域における子育て支援機能も充実させることができます。

	8:00	9:00	11:30	14:00	18:00
月・火・木・金曜日	早朝保育	幼児教育		預かり保育	
水曜日	早朝保育	幼児教育	預かり保育		
土曜日・夏休みなど	預かり保育・子育て支援				

町立幼稚園・就労支援型幼稚園・保育所(園)の選択基準

区分	(現在)町立幼稚園	(新規:予定)就労支援型幼稚園	保育所(園)
対象年齢	4歳・5歳	3歳(就労支援のみ)・4歳・5歳	0歳~5歳
園区	園区制(弾力化有)	全町内	全町内
入園資格	町内に住所を有し、保護者と共に居住している	幼稚園のみ対象者 同左 就労支援対象者 同左に加え、就労要件	就労要件等入所基準
標準保育時間	月・火・木・金曜 9時~14時 水曜:9時~11時30分	同左	月~土曜日 9時~17時
延長保育	保育後16時30分	月~土曜:朝 8時~9時 夕 通常保育後18時 夏休み等の長期休業中も同じ	朝 7時30分~9時 (山崎保育園 7時~19時) 夕 17時 ~ 19時
送迎	保護者の送迎(一部バス)	保護者の送迎	保護者の送迎
昼食	弁当	弁当	給食
職員配置	4歳:32名 3学級 5歳:37名 3学級	3歳:20名 1学級就労支援対象児のみ 4歳:32名 2学級混合学級編成 内訳 幼稚園のみ対象児(44名) 就労支援対象児(20名) 5歳:37名 2学級混合学級編成 内訳 幼稚園のみ対象児(54名) 就労支援対象児(20名)	0歳 3:1 1歳 4:1 2歳 6:1 3歳 15:1 4歳 25:1 5歳 25:1
子育て支援	未就園児親子登園 12~13回(平成18年度実績)	未就園児親子登園・地域子育て支援 土曜日・夏休み等の長期休業中	地域子育て支援 園庭開放・子育て支援など
教育・保育内容の特徴	自然環境や体験活動を重視した教育、英語活動、行事、保護者のサークル活動	同左の幼稚園教育 と異年齢合同の長時間保育(朝・夕)	児童福祉施設として養護と教育が一体となった保育
保育料	年間 101,000円 入園料 5,000円 月額 8,000円 預かり保育(日額) 2.5時間 300円 5時間 600円	入園料 5,000円 幼稚園のみ対象児 月額 8,000円 年間 101,000円 預かり保育(日額) 同左 就労支援対象児(詳細未定) 月額 約20,000円程度(予定) 年間 約245,000円程度(予定)	所得税額等の階層区分により決定

部の金額は、所定の手続きを経て確定しますので、現時点では予定です。

10. 子育て支援の将来像

幼稚園

本町の就学前児童が今日の社会状況の中で、健やかにたくましく成長するためにも幼稚園や保育所などが連携して、教育・保育環境を整備することは、必要なことであり、今後の小中学校での学齢期の生活や教育にも好しい影響をもたらすと思われまます。

町立第一幼稚園を就労支援型幼稚園として、3歳～5歳児に対応する保育所機能（預かり保育）と幼稚園機能の両面を有する施設とし、教育と保育を一体的に実施すると共に、土曜日や夏休みを中心に、子育て支援事業も提供できるようになり、幼稚園と保育所の機能を生かした特色ある子育ての拠点となる施設に生まれ変わります。

次に、町立第二幼稚園については、町立幼稚園での教育を希望するすべての子どもに幼児教育を保障する使命を踏まえて、本町の特色を生かした幼稚園教育を実施します。また、これまでも実施してきた未就園児を対象とした事業や預かり保育事業に加え、保護者への子育て相談や保護者間の交流事業をとおし、「子ども親も共に通う幼稚園」を目指します。

保育所

町立保育所1園を民営化することにより、町内には、公立1園、私立2園となります。

このことにより、保育所間の競争力が増すとともに、保護者が保育所を選択する幅が広がることとなります。

その際、保育所の民営化は、単に財政面だけでの問題ではなく、将来の島本町の保育行政や子育て支援に民間活力を導入することによって、それぞれの保育所が切磋琢磨しながらより良い保育の実現が図れ、多様化する保育ニーズにきめ細かな対応ができる体制の確立を目指します。

また、保育所のみならず、関係機関との連携や町の子育て支援事業等との連携により、地域の子育て支援の拠点としての役割も果たして行きます。

今後の子育て支援

平成15年の次世代育成支援対策推進法の施行に伴い、自治体における児童福祉行政の計画的な推進・拡充が求められています。

町の子育て支援の将来を示すものとして「島本町子育て支援プラン～地域社会で子育て支援～」を平成17年3月に策定しており、各年次ごとに事業を検討・展開しているところです。

また、その中核施設ともいえる幼稚園及び保育所については、幼稚園教育要領と保育所保育指針に基づき、それぞれの役割を果たしていますが、近年の核家族化の進行による、保護者の保育技能・知識の低下を補うための拠点としての役割や在宅で児童を養育する家庭への子育て支援の拠点としての機能強化も求められています。

このことから、今後の子育て支援のあり方については、これまでの保育所入所児童と園庭開放などの一部利用者にとどまらず、在宅での子育て家庭を含む町内すべての子育て家庭に対する支援への取り組みが必要です。即ち、受身の支援「静」から、出向く支援「動」への活動が求められています。

11. 民営化・就労支援型幼稚園実施後の職員状況

島本町第四次行財政改革プランの策定に際して行ったパブリックコメントで、多くの保護者の方々から「保育士が全員変わってしまう」「公立保育所が培ってきた保育内容の継続」など、民営化に対する不安の声が多く寄せられました。もちろん民営化にあたっては、子ども達への発育過程における環境の変化を最大限に配慮し、その変化を最小限に抑えることが必要なことから、「官」から「民」への引継ぎ期間を十分に確保することが求められています。

その手段としては、町立保育所正規職員保育士の民営化後施設への派遣と併せて、現在町立第二保育所で過去数年来働いている臨時職員の民間への採用の働きかけが必要です。ただし、正規職員保育士の派遣期間は1ヵ年とします。これにより保育内容の継続性も一定確かなものになり、保護者の不安解消にもつなげることができます。

派遣者は、一般保育士3人程度を予定。民間としての特色ある保育目標の中にあっても、町立保育所が長年にわたって培ってきた保育目標『望ましい子ども像』の継続性を図ることが可能になります。

また、就労支援型幼稚園においても、長時間保育や児童の環境変化に対応するため保育士が必要です。

これにより、町立保育所正規職員保育士の平成20年4月現在の各施設勤務人数は次のとおりになります。

正規職員保育士の各施設ごと配置人数 (単位：人)

施設名	20年度	21年度	22年度	23年度
第四保育所	19	21	19	18
民営化後保育所	3	0	0	0
就労支援型幼稚園	3	3	3	3

12. 基本方針の実現に向けて

この「基本方針」は、庁内の関係部局が連携し、就学前児童の教育や保育環境、さらには、子育て支援のあり方について、本町の現状分析を進めるとともに財政状況も考慮しながら、効率的かつ効果的な事業展開が図れるよう策定したものです。

今後、この「基本方針」に基づき、保護者をはじめとする関係者への十分な説明と意見聴取を踏まえて「実施計画」を策定し、少子化に歯止めがかけられるよう本町としての現状と地域性を発揮し、子育て支援策の拡大により、「安心して子育てができるまち」の実現に取り組みます。